

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2019年3月25日

当社は、本日、原子炉等規制法(注 1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注 2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。  
今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

### 主な変更内容

#### 1、2号機の解体撤去物にクリアランス制度(注 3)を適用するための変更

1、2号機の管理区域内の解体撤去物にクリアランス制度を適用するうえで必要な保安活動を行うため、保安規定第 2 編に同制度を適用する解体廃棄物の放射能濃度の測定および評価の方法等を定めた条文を追加します。

#### 1、2号機の管理区域区分の変更

1、2号機共用排気筒の解体工事において、排気筒内の鋼板を「放射性廃棄物でない廃棄物」として取り扱うことができるよう、排気筒内を「管理区域」から「汚染のおそれのない管理区域」に変更します。また、1号機の管理区域内の解体工事において、近接する「汚染のおそれのない管理区域」が作業上干渉するため、当該区域を「管理区域」に変更します。

注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい  
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を  
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注 2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ  
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子  
力規制委員会の認可を受ける規定です。

注 3 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて  
低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」  
とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定  
める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分するこ  
とができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。  
2017年10月17日に1、2号機廃止措置に伴い発生する解体撤去物へのクリアランス制度の適  
用に係る認可申請をおこない、2019年3月19日に認可されました。

([2019年3月19日](#)お知らせ済み)

以上